

～ ユニットバスが支給対象となった経過 ～
当初対象ではなかったユニットバスですが
「洗い場の価格が提示できれば、特別申請を
受ける。」ことから始めました。

ユニットバスの場合

浴室の段差解消・扉の取替え・手すりの取付け等の対象工事に当てはまるユニットバスの一部が住宅改修費の支給対象となっています。

ケアマネジャーによる理由書の指示にもとづき、対象となる部材の価格が分かる部材価格表の提示があった場合に対象としています。

(例) 部材価格表

品名	型番	定価	納入価格	備考
浴槽	YU-BT36	120,000	96,000	申請対象
洗い場	TU-BW56	130,600	104,480	申請対象
壁パネル	YU-CL56	250,000	200,000	
天井パネル	YU-DD55	90,000	72,000	
ドア(中折戸)	YU-FD55	48,000	38,400	申請対象
収納パネル	YU-ED51	56,000	44,800	
混合栓	AD-SU61	12,800	10,240	
シャワー		30,800	24,640	
シャワーハンガー		8,000	6,400	
照明機具	YU-HA55	6,500	5,200	
換気扇	FY-17CY2	11,000	8,800	
握りバー	L型	17,500	14,000	申請対象
合計		781,200	A 624,960	

- 部材価格表の **A** (納入価格の合計) が、工事費積算書(見積書等)のユニットバス価格と一致するものが部材価格表として認められます。
- 解体費用等、ユニットバス設置に生じる必要な工事費用等は、対象工事分の記載がない場合に、介護高齢課で部材価格表の対象となる部材価格の按分率から算出します。

※ 浴槽のまたぎについてケアマネジャーの理由書に指示があり、対象工事として申請する場合、浴槽の高さを測った写真の添付が必要です。